北九州スタートアップネットワークの会規約

(名称)

第1条 本会は、北九州スタートアップネットワークの会と称する。

(目的)

第2条 本会は、新しい価値を創造するような独創性に富むベンチャー 企業の発掘、支援を目的とし、起業を支援するための行政への意見表 明や会員同士の情報交換を通じて関係者間の連携を強めるネットワークを構築する。

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者とする。法人、個人を問わない。ただし、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と関係がある企業等は会員となることはできない。

(入会及び退会)

第4条 フェイスブック、電子メール、電話等での登録及び削除の意向 表明によるものとする。

(経費)

第5条 本会の維持に要する経費は、北九州市の負担とする。

(事務局)

第6条 本会の事務を行うために北九州市 産業経済局 産業政策課 に事務局を置く。

付 則

この規約は平成27年4月24日より施行する。